|  |
| --- |
| 様式第4号（第5条関係）年　　月　　日**産山村地域生活支援事業利用却下通知書**申請者　様産山村長　産山村地域生活支援事業実施要綱第４条の規定による申請は次により決定されませんでしたので通知します。　　事業名　　理　由教示１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に産山村長に対し審査請求を行うことができます。なお、審査請求を行った場合は、産山村長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。２　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に産山村を被告として、提起することができます。この場合、当該訴訟において産山村を代表する者は産山村長です。　　ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |